

令和 7 年（㍿）第 1 0 0 3 号

抗告人主張書面(7)

令和 7 年 8 月 5 日

東京高等裁判所第 1 1 民事部 御中

第1 原決定及び相手方の重大な誤り（「不法行為」概念に対する無理解）

1 総説

抗告人は、当審において、原決定が、証拠裁判主義に反する推測により不当に水増しした不法行為被害という名の「推計被害額」を根拠に、「類例のない甚大な被害が生じている」などと評し、抗告人に対する解散命令を出したことに對し、具体的な証拠を引用した各論的検証（抗告理由書「第3」、抗告人主張書面(2)及び同主張書面(3)）を行い、「原決定の推測は証拠に基づかない実体を欠く妄想であるに過ぎない」と指摘・主張してきたところである。この主張を踏まえ、裁判所は、令和7年5月29日の第1回進行協議期日に、相手方に対し、「コンプライアンス宣言以降の事案について、証拠裁判主義に則り、具体的証拠を挙げて反論するように」と指示した。これは、和解・示談から不法行為を推測認定することの不当性を論じた抗告人による上記各論検証に對し、相手方において、具体的証拠を引用しながら反論することを、裁判所が求めたものに外ならない。

ところが、相手方は、上記指示に背き、令和7年7月30日付答弁書において、各論検証に對する反論を一切行わず、具体的事実から乖離したところで、原決定を表面的に上塗りするだけの抽象的主張の展開に終始した。そもそも、事実も証拠も存在しないため、相手方としては、各論的反論をしようにもできなかったのである。

原決定も相手方も、「不法行為は宗教法人法81条1項1号の法令違反行為である」とする憲法違反の法解釈を行った最高裁令和7年3月3日決定を拠り所とし、「抗告人の信者らが行った献金等勧誘行為が不法行為ならば、同号の法令違反行為に該当する」と考え、具体的行為事実の特定をせずに「不法行為」という言葉だけを前面に出し、推測により「被害額」という推計的数字を追い求めたのであるが、これは実に浅は

かという外ない。

本主張書面では、上記最高裁決定の当否については一旦脇に置き、不法行為概念について法律的考察を行うことで、原決定及び相手方の採用する上記論法の重大な誤りを明らかにする。

2 事実と証拠を離れた宗教法人法(以下、「法」という。)81条1項1号の「法令違反行為」は存在し得ない

(1) 「不法行為」は規範的法律概念であって、事実としての行為そのものではない(規範的法律概念と事実の峻別)

不法行為とは、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害」する行為である(民法709条)。これは規範的法律概念であって、不法行為という名の生の事実は存在しない。例えば、「Aは、出刃包丁を右手に順手に持って、Vの左胸を1回突き刺して失血死させた」、「Aは、V社の金庫から現金100万円を密かに取り出して持ち去った」、「Aは、普通乗用自動車を運転中、赤信号を無視して交差点に進入し、折から横断歩道を歩行中のVを跳ねて全治6ヶ月を要する全身打撲の傷害を負わせた」、「Aは、自身のフェイスブック上で『Vは妻子がありながらB女と不倫関係にある』と書いた」などの具体的行為事実が証拠によって証明された場合、これに対する民法709条の構成要件的評価を行い、「当該行為は不法行為を構成する」と規範的に評価されるのである。すなわち、「不法行為」は、あくまでも規範的法律概念であって、裁判実務上、具体的事実を離れては観念し得ないのである。これは、殺人罪(刑法199条)が、

「Aは、出刃包丁を右手に順手に持って、Vの左胸を1回突き刺して失血死させた」、「Aは、Vの背後から両手で首を絞めて窒息死させた」、

「Aは、Vの夕食に青酸カリウムを盛って中毒死させた」などの具体的殺害行為事実があって、これに対する同条の構成要件的評価を行っ

た結果、「当該行為は殺人罪を構成する」と規範的に評価されるのと全く同様である。すなわち、刑法１９９条でいう「殺人」とは、不法行為と同様の規範的法律概念であり、刑事裁判において、事実を離れた殺人というものは観念し得ないのである。

このように「規範的法律概念」と「事実」は峻別しなければならず、両者を混同してはならない。これは、法律家にとって、「基本中の基本」である。

- (2) 法８１条１項１号の「法令違反行為」も規範的法律概念であり、事実の特定と証明が前提にならない

法８１条１項１号の「法令違反行為」もまた、「不法行為」や「殺人」と同様、規範的法律概念であって、「法令違反行為」という名の生の事実は存在せず、裁判実務上、事実を離れてこれを観念することはできない。

例えば、『オウム真理教解散命令事件』東京地裁平成７年１０月３０日決定（判例タイムズ８９０号３８頁）では、「第二 当裁判所の判断」において、「一 宗教法人オウム真理教の概要と松本智津夫の地位」、「二 サリンの特性、用途、毒性及び生成方法」、「三 第七サティアン化学プラントの状況」、「四 本件プラントがサリン生成プラントであるかどうかについて」という項目立てで、猛毒の殺人ガスであるサリンを生成するプラント製造という組織的な殺人予備行為該当事実を詳細に認定した上で、「五 本件殺人予備が解散命令事由に該当するかどうかについて」との項目において、法８１条１項１号の法令違反行為であることの該当性その他の解散事由該当性判断を行っている。また、『明覚寺解散命令事件』和歌山地裁平成１４年１月２４日決定（訟務月報４８巻９号８０頁）では、「第２ 当裁判所の判断」において、「２ 詐欺の事実について」との項目で、一件記録

(主に刑事確定記録と推察される)により認定した(1)～(8)の具体的詐欺行為事実(行為者, 被害者, 行為日, 行為場所, 行為態様, 騙取金額等)を詳細に列挙記載し, かつ, 未だ係属中の刑事事件記録から引用したと思料される有罪判決((1)～(8)以外の余罪を含む)に言及した上で, 「3 上記詐欺が解散命令事由に該当するか否かについて」との項目において, 法81条1項1号の法令違反行為であることの該当性その他の解散事由該当性判断を行っている。

すなわち, 裁判所が, 法81条1項1号に基づいて宗教法人に対する解散を命じるためには,

- ① 解散事由の根拠となるべき行為を特定し, 証拠に基づいて事実の認定を行う
- ② 認定された行為事実が法81条1項1号の要件(「法令違反行為」, 「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」)に該当するか否かの評価判断を行う

という2段階の判断過程を経なければならないのである。

このように, 法81条1項1号の「法令違反行為」は規範的法律概念であって, 規範的評価である構成要件該当性の判断を行うためには, その前提として, 具体的行為事実の特定とその存在を証拠によって証明する作業が必要不可欠なのである。

- (3) 原決定が犯した重大な誤り(不法行為の推測認定は「事実」の認定ではない)

上記2つの宗教法人解散命令事件において, 具体的事実を特定せず, 証拠もないのに, 「オウム真理教の関係者が殺人予備行為を行ったと推測される」, 「明覚寺の関係者が詐欺行為を行ったと推測される」, 「したがって, これらは法81条1項1号の法令違反行為に該当する」といった粗雑な論理で, 宗教法人に対する解散命令を出すことなど認

められないことは、言うまでもない。このような行為事実の実体を欠く単なる抽象的推測に基づき、宗教法人の解散命令など出せるはずがないことは、誰の目にも明らかである。

ところが、驚くべきことに、本件事件ではそれが行われた。

原決定を、前掲『オウム真理教解散命令事件』及び『明覚寺解散命令事件』の各地裁決定と対照比較すると、解散事由となるべき行為事実の特定（上記(2)でいう「①」の過程）という点で、際立った異様さが直ぐに目に付く。『オウム真理教解散命令事件』では、解散命令申立て前年に完成したサリン生成プラントの製造行為を特定・認定し、『明覚寺解散命令事件』では、解散命令申立ての4年前の詐欺事実を具体的に特定・認定しているのに対し、原決定では、昭和59年に判決が出された信者に対する刑事事件（言渡し基準で本件申立てから39年前）、平成19年～同21年に略式命令又は判決が出された信者が経営する会社及び信者に対する刑事事件（同14年以上前）についてのみ具体的行為事実を記載し、その余については個別具体的事実の特定・認定をしていない。本件事件で解散命令の判断をする上で、特に重要となる「コンプライアンス宣言」以降の事案について見ると、原決定は、具体的な不法行為該当事実を一切特定せず、僅かに事実特定が可能な民事判決事案ですら「2件3名」とのみ言及するに止まる。仮にこれら民事判決の認定事実を決定文で引用すれば、事案の悪質性の貧弱さが際立ち（抗告人主張書面(2)「第1」参照）、「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」に該当しないことが明らかであるため、意図して引用を避けたものであることは容易に想像がつく。他方、原審は、コンプライアンス宣言以降の民事判決以外の事案（主に甲H号証関係）について各論認定をしようにも、原審証人尋問で元信者2名の供述の信用性が完全に崩されて陳述書の虚偽が明

らかになり、かつ、それ以外に元信者名義の陳述書複数につき悪質な虚偽捏造事実が露見した状況下では、各論に踏み込むと「やぶ蛇」になると考え、元信者の陳述書（甲 H 号証）を全て無視することを決め込んだ（元信者に対する証人尋問の結果や虚偽証拠捏造の不正に関する言及を回避するのが真の目的）。元信者の陳述書は、不法行為被害を受けたとする内容を供述したものであり、民事判決以外の事案で不法行為事実を特定してこれを認定するとなれば、必要不可欠な証拠であるはずである（もっとも、本来、反対尋問による供述の信用性の吟味が必要である）。これら陳述書が無視するとなれば、当然、不法行為を構成する具体的行為事実の特定などできるはずがない。ところが、原審は、「結論ありき」で解散命令に固執する余り、本来なすべき具体的不法行為事実の各論認定に替え、「和解・示談から不法行為を推測して認定する」という前代未聞の手法を考案した（これについて、当代理人は、令和 7 年 3 月 25 日の記者会見で、「甲 H 号を巡って地に足を着けた地上戦をやっていたら、突然、空中戦でやられた」と評した）。すなわち、原決定は、事実と証拠を離れて、コンプライアンス宣言以降においても抗告人の信者による「不法行為」が多数存在すると抽象的に摘示し、「不法行為＝法令違反行為」とする論理を用いたのである。

しかし、上記(1)で指摘した通り、「不法行為」は規範的法律概念であって、不法行為という生の事実は存在しない。具体的行為事実の特定なくして、不法行為成否の規範的評価はできない。事実と証拠を離れ、推測により実体不明な不法行為が認められると抽象的に論じたところで、裁判では全く意味がない。事実なくして不法行為もなければ、法令違反行為もないからである。ところが、「何が何でも統一教会解散」という世間の空気に支配され、その考えで凝り固まった鈴木謙也

裁判長以下原審担当裁判官らは、「規範的法律概念と事実の峻別」という基本を理解せず、「コンプライアンス宣言以降、解散を正当化するのに使えそうな個別事案はないが、和解・示談を全て十把一絡げにして不法行為を推測認定してやれば、被害者の数も被害額も大きく膨らませることができる。」と実に安易に考えた。規範的法律概念である「不法行為」という言葉を事実を抜きにして抽象的に使用し、それが、規範的法律概念である法８１条１項１号の「法令違反行為」に該当するとした原決定の論理は、地に足が着いていない言葉遊びのロジックであり、言い方を変えれば「空中楼閣」の如き空疎な論理である。

言うまでもないが、裁判は事実と証拠を離れて妄想や空想で行うものではない。宗教法人解散命令申立事件も裁判である以上、事件の基礎となるべき事実を特定し、証拠によってこれを認定した上で、法令が定める構成要件を当該認定事実に適用して規範的評価を行い、その結果、具体的な法律上の効果が生じるという「裁判の基本構造」は他の事件（民事、刑事、行政等）と同様でなければならない。したがって、抗告人に対する解散命令を出すためには、前掲『明覚寺解散命令事件』地裁決定がそうであったように、少なくとも直近５年間に発生したとする不法行為該当事実を、最低１０件前後、行為者、被害者、行為日、行為場所、行為態様、被害額等を具体的に特定した上で、証拠をもってこれら事実を認定すること（上記(2)でいう「①」の過程）から始めなければならないのである（抗告人主張書面(6)３５頁～４０頁、甲Ａ６４「 意見書」７頁～９頁）。しかし、それができないことについては、抗告理由書「第３」（７１頁～１５６頁）で行った直近５年内の示談案件に関する各論検証で論証した通りであり、原決定が「推測」の根拠とする「本件問題状況①～③」なるものが根拠のない妄想であることも明らかになっている（抗告人主張書面

(3) 178頁～179頁)。そのため、相手方は、答弁書において、各論反証を行うことを放棄してきたのである。

なお、念のために申し添えるが、上記で指摘した原決定の誤りを、「自由心証主義に基づく事実認定である」と強弁して言い繕うことはできない。なぜなら、抽象的な不法行為の推測認定なるものは、不法行為を構成する事実を認定をしたものではないからである。これは、「事実を特定しない不法行為の推測認定」という法的に見て荒唐無稽な言葉遊びをしたものであって、事実認定ではなく、そもそも自由心証主義とは無縁である。

3 総括

(1) 我が国裁判史に残る恥ずべき汚点

以上の通り、原決定及び相手方は、「不法行為」が規範的法律概念であることを理解せず、事実と証拠から乖離し、抽象的に「不法行為」という言葉を弄び、空疎な論理をもって抗告人を解散させようとするものであり、不当であることこの上ない。原決定は、その論理のお粗末さにおいても、「我が国裁判史に残る恥ずべき汚点」であると言える。

(2) 密室裁判の弊害

通常の損害賠償請求訴訟であれば、不法行為事実を特定せず、証拠もないのに推測によって実体不明の不法行為があったはずだとして、被告に損害賠償を命じる判決を下すことなど絶対にあり得ない。流石の鈴木謙也裁判長以下原審担当裁判官らも、このような常識は当然理解していたはずである。では、損害賠償命令よりも遙かに重大な宗教法人解散命令を言い渡す事件であるにもかかわらず、通常の民事訴訟では絶対にあり得ない荒唐無稽な論理を、原審はどうして採用したのであろうか。「統一教会を潰せ」という社会の空気が強い動機付けに

なったことは間違いないが、非公開の密室裁判がもたらす弊害が表れたと見るべきである。抗告人主張書面(1)「第1」(3頁～6頁)、同主張書面(4)「第3」(24頁～33頁)及び同主張書面(6)「第1・4」(18頁～20頁)で指摘した通り、原審においては、非訟事件手続が職権探知主義を採用した目的が実体的真実発見にあることを理解せず、証拠裁判主義を忘れ、本件が非公開の密室裁判であるのを良いことに、「職権探知主義下の裁判所は全権全能であり、密室裁判の裏側では何をやっても許される」とする甚だしい取り違えと思い上がりがそうさせたとしたか、これを説明することはできないからである。

以上